

飼料用米の農産物検査規格【玄米(案)】

種類	項目	設定規格(案)	設定理由		
飼料用玄米	種類	飼料用玄米	流通実態として、うるち、もちの区分を行っていないことから、「飼料用玄米」として設定。		
	銘柄	設定無し	流通実態として、品種別に区分し取引されていないことから、設定は行わない。		
	量目	現行規格と同じ 麻袋及び樹脂袋: 30kg、60kg 紙袋: 20kg、30kg ポリエチレンフィルム: 30kg	流通の円滑化と検査の効率化のため、食用と同じ規格を設定。		
	荷造り及び包装	現行規格と同じ 麻袋、樹脂袋、紙袋、 ポリエチレンフィルム袋	飼料用米の流通・保管の実態が食用の米穀と同等であることから、食用と同じ規格を設定。		
	品位	等級区分	合格	実需者が求める区分は飼料用に供することが出来るか否かであり、等級区分は「合格」「規格外」を設定。	
		水分 (最高限度)	現行規格と同じ (15.0%)	飼料用米及び加工飼料が常温保管を行う実態から、15.0%以上では保管上問題があるとの指摘があるが、生産・利用の実態を踏まえ食用と同じ規格を設定。 (当分の間、規格数値に1.0%を加算したものとする。)	
		被害粒 (最高限度)	25%	被害粒の混入による飼料への影響についてデータは無いが、品質・成分に影響を及ぼすと考えられる「発芽粒」「病害粒」「芽くされ粒」を被害粒とし、普通小粒大麦の飼料用に供するものと同じ規格を設定。	
		異種穀粒 (最高限度)	もみ	3%	食用に供する米穀と異なり飼料製造の受け入れ段階で、除去する工程が無いことから、混入は厳しく設定すべきとの指摘がある。しかし、飼料用米では、もみ摺り後の選別・調整を食用ほど行わないことから、もみの混入限度を食用規格より緩和して設定。 また、栽培形態(二毛作等)から、小麦等の混入も想定されることを踏まえ、現行の食用の3等相当規格を設定。
			麦	1%	
			もみ及び麦を除いたもの	1%	
		異物 (最高限度)	1%	現行の収穫・調製段階の実態を踏まえれば、ある程度の夾雑物等の混入は避けられないことから、普通小粒大麦の飼料用に供するものと同じ規格を設定。	
規格外	異臭のあるもの又は合格の品位に適合しないものであって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの	飼料製造において、家畜の健康に影響を及ぼすことが懸念されることから、米穀の臭い以外の臭い(油煙臭、発酵臭等)がすることが確認されたものについては、食用に供する米穀と同じく規格外と設定。			
その他	附則	異物として土砂、石、ガラス片、金属片、プラスチック片が混入してはならないこととする。	食用に供する米穀と同じく、異物として土砂、石、ガラス片、金属片、プラスチック片が混入してはならないと設定。		